

14. 民生委員・児童委員

民生委員法（昭和23年法律第198号）

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

(1) 制度のあゆみ

民生委員・児童委員制度は、我が国特有の制度であり、我が国の社会福祉事業の歴史の中で、極めて重要な役割を果たしてきました。

① 岡山県で「済生顧問制度」が創設された。（大正6年）
② 大阪府で「方面委員制度」が創設された。（大正7年）
③ 佐賀県で「方面委員制度」が創設された。（大正13年） 佐賀県社会事業協会が設置主体となり「佐賀県方面委員制度」が創設された。
④ 全国で「方面委員制度」が創設された。（昭和3年頃） 済生顧問と方面委員の両制度を基に、各都道府県に方面委員制度が置かれた。
⑤ 方面委員令が公布され、法令に基づく制度が確立した。（昭和11年） 方面委員令が公布され、国の法令に基礎を置く制度が確立し、今日の民生委員制度の原型ができた。
⑥ 方面委員から民生委員に名称が変更された。（昭和21年） 民生委員令の制定に伴い、名称が方面委員から民生委員に変更され、職務内容も貧困者の指導援助だけでなく、児童・母子・老人等、広く地域住民を対象にすることになった。
⑦ 児童福祉法の制定（昭和22. 12. 12） 児童福祉法が制定され、民生委員は児童委員に充てられることになった。
⑧ 民生委員法の制定（昭和23. 7. 29） 民生委員制度をより適正に組織づけるため、民生委員法が制定された。
⑨ 主任児童委員制度が創設された。（平成6. 1. 1） 児童を取り巻く社会環境の変化に対応するため、児童福祉に関する事項を専門に担当する民生児童委員として「主任児童委員制度」が発足した。

保
福
健
社

(2) 任務・定数・任期・身分

① 任務（民生委員法第1条）

民生委員は、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めるものとする。

② 定数（民生委員法第4条）

民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準に従い、県知事が、市町村の区域ごとに、その区域の市町村長の意見を聞いて定める。

③ 任期（民生委員法第10条）

民生委員（児童委員）の任期は3年（補欠委員の任期は、前任者の残任期間）とする。

④ 身分（地方公務員法第3条第3項第2号）

民生委員の身分は、「法令により設けられた委員の職で非常勤のもの（地方公務員法第3条第3項第2号）」にあたり、特別職の地方公務員に該当すると解されている。特別職の地方公務員といっても、地方公務員法の適用はなく、民間奉仕者としての特色ある活動は制限されない。

(3) 職務内容

① 民生委員の職務内容（民生委員法第14条）

住民の生活状態を必要に応じ、適切に把握しておくこと。
援助を必要とするものがその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行うこと。
福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること。
援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用するために必要な情報の提供その他の援助を行うこと。
社会福祉を目的とする事業を営む者又は社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業又は活動を支援すること。
上記の他、必要に応じて、住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

② 児童委員の職務内容（児童福祉法第17条）

児童や妊産婦につき、常に、その生活、環境の状況を適切に把握し、その保護、保健、その他福祉に関し援助、指導する。
児童福祉司や福祉事務所の社会福祉主事の行う職務に協力する。

③ 主任児童委員の職務内容（主任児童委員設置運営要綱）

児童委員が、担当地区の児童や妊産婦等に対して行う調査・指導等の活動に対し必要な援助・協力を行うこと。特に、次の事項は、児童委員の活動に積極的に援助・協力することが望ましい。
保護者から置き去りにされた児童、虐待されている児童等の発見や実情把握。
各種の福祉施設の紹介、斡旋
児童相談所等からの調査委嘱、指導の委託に基づく調査・指導、その他関係機関に対する協力事項。
児童福祉施設入所中の児童と保護者との間の連絡調整。
児童福祉施設を退所した児童とその保護者の事後指導。
個別世帯に対する指導援助等が必要な事例を発見したときは、速やかに、その世帯が生活する区域担当の民生委員・児童委員に連絡し、必要な指導援助を要請する。 (自らは、個別世帯の指導援助等は、行わないことを原則とする。)

(4) 民生委員・児童委員の定数（平成20年12月1日現在）

民生児童委員数（単位：人）	535 [54]
---------------	----------

[] は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(5) 地区協議会別委員数

平成21年4月1日現在

地区名	定数	内 訳		地区名	定数	内 訳	
		男	女			男	女
勸興	(2) 15	6	9	久保泉	(2) 10	3	7
循誘	(2) 25	13	12	蓮池	(2) 7	4	3
日新	(2) 24	8	16	新栄	(2) 15	6	9
赤松	(2) 18	3	15	若楠	(2) 20	3	16
神野	(2) 25	4	21	開成	(2) 18	3	15
西与賀	(2) 14	7	7	諸富	(2) 25	15	10
嘉瀬	(2) 11	5	6	大和	(3) 51	18	33
巨勢	(2) 11	9	2	富士	(2) 27	16	11
兵庫	(2) 19	8	11	三瀬	(2) 10	7	3
高木瀬	(2) 29	10	18	川副	(3) 47	31	16
北川副	(2) 25	14	11	東与賀	(2) 20	9	11
本庄	(2) 22	14	8	久保田	(2) 18	11	7
鍋島	(2) 19	10	9				
金立	(2) 10	7	3	合計	(54) 535	244	289

() は、主任児童委員数（民生児童委員数に含む。）

(6) 経験年数調

3年未満	3～5年	6～9年	10～19年	20～29年	30年以上
242	128	81	76	5	1

(7) 活動状況

民生委員定数（主任児童委員を含む） 535人

項 目			年間取扱件数	年間1人あたりの取扱件数
相 談 ・ 支 援 件 数	（ 内 容 別 ）	在宅福祉 (1)	4,457	8.3
		介護保険 (2)	762	1.4
		健康・保健医療 (3)	3,206	6.0
		子育て・母子保健 (4)	635	1.2
		子どもの地域生活 (5)	4,012	7.5
		子どもの教育・学校生活 (6)	1,423	2.7
		生活費 (7)	668	1.2
		年金・保険 (8)	380	0.7
		仕 事 (9)	235	0.4
		家族関係 (10)	1,204	2.3
		住 居 (11)	437	0.8
		生活環境 (12)	1,313	2.5
		日常的な支援 (13)	6,455	12.1
		その他 (14)	8,342	15.6
		計 (15)	33,529	62.7
	（ 分 野 別 ）	高齢者に関すること (16)	20,849	39.0
		障がい者に関すること (17)	1,110	2.1
		子どもに関すること (18)	6,674	12.5
		その他 (19)	4,896	9.2
		計 (20)	33,529	62.7
そ の 他 の 活 動 件 数	調査・実態把握 (1)	46,291	86.5	
	行事・事業・会議への参加・協力 (2)	16,586	31.0	
	地域福祉活動・自主活動 (3)	24,492	45.8	
	民児協運営・研修 (4)	12,401	23.2	
	証明事務 (5)	1,306	2.4	
	要保護児童の発見の通告・仲介 (6)	326	0.6	
回 訪 数	訪問・連絡活動 (7)	80,017	149.6	
	その他 (8)	47,162	88.2	
整 連 回 絡 数	委員相互 (9)	15,338	28.7	
	その他の関係機関 (10)	11,340	21.2	
活動日数 (11)			84,858	158.6

15. 生活保護

(1) 佐賀市の保護状況の推移 2 - 6

本市における生活保護の状況は、昭和55年の被保護世帯数1,124世帯、被保護人員2,191人、保護率13.4%をピークに微増減していましたが、昭和62年より減少傾向に転じ、平成8年度には764世帯、1,052人、保護率6.2%まで減少しました。しかし近年の厳しい経済・雇用情勢を背景として、生活保護の受給率は毎年度増加傾向となっています。

世帯類型別では、高齢化の影響により高齢者世帯が半数を占めています。このような状況の中で、当福祉事務所としては、保護の実施体制の整備充実、各種社会資源の活用及び関係諸機関との連携に努め、被保護世帯の適正な保護の確保と自立助長を図っております。

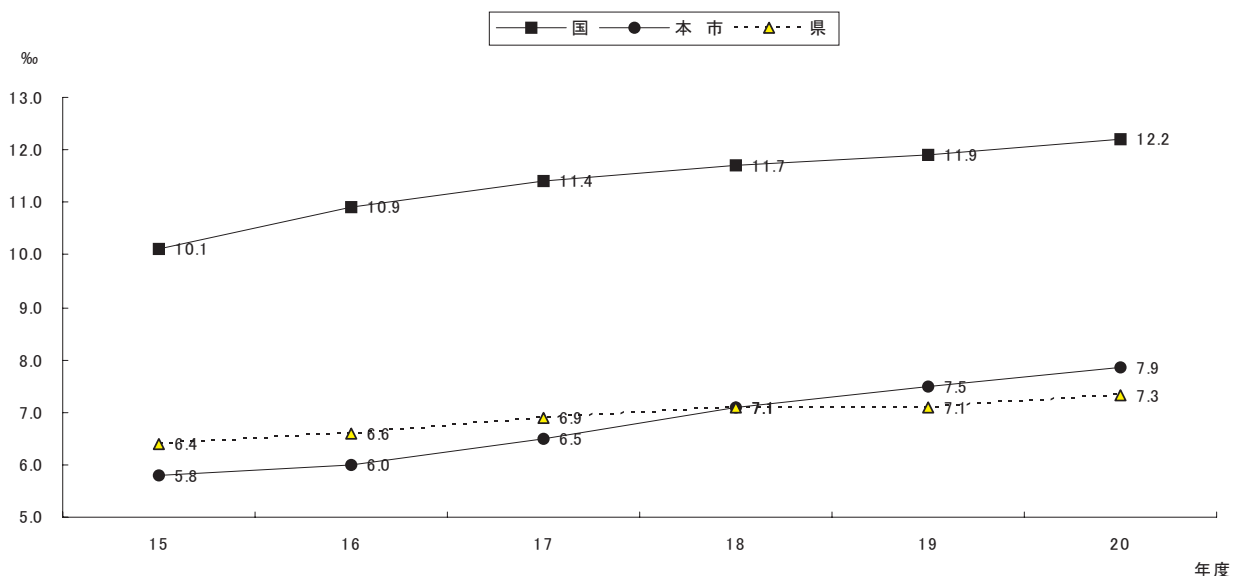
佐賀市における最近の保護傾向は、次表のとおりです。

○ 被保護世帯・人員の推移

年度	被保護世帯	指 数	被保護者数	指 数	保護率 (%) (人口千対)		
					本 市	県	国
15	1,110	100	1,436	100	5.8	6.4	10.1
16	1,167	105	1,508	105	6.0	6.6	10.9
17	1,240	112	1,617	113	6.5	6.9	11.4
18	1,342	121	1,761	123	7.1	7.1	11.7
19	1,409	127	1,825	127	7.5	7.1	11.9
20	1,487	134	1,929	134	7.9	7.3	12.2

$$\text{指 数} = 15\text{年度} / 100 \qquad \text{保護率} = \frac{\text{被保護者数}}{\text{推 計 人 口}} \times 1000$$

(図1) 保護率の推移 (人口1,000人当たりの比率)



○ 扶助費の年度別比較

(人員) (年度別月平均)

年度 (月平均)	現に保護を受けた者		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
15	1,110	1,436	947	1,253	780	1,030	37	71	157	163	992	1,195	0	0	0.6	0.6	0.5	0.5
16	1,167	1,508	987	1,307	889	1,102	42	83	165	172	1,041	1,262	0	0	0.6	0.8	0.8	0.8
17	1,240	1,617	1,053	1,404	891	1,182	51	87	186	193	1,100	1,332	0	0	19	22	0.2	0.2
18	1,342	1,761	1,147	1,538	959	1,290	61	102	213	220	1,175	1,431	0.1	0.1	21	24	2	2
19	1,409	1,825	1,261	1,660	1,029	1,384	58	98	244	251	1,306	1,643	0.1	0.2	15	17	2	2
20	1,487	1,929	1,351	1,773	1,111	1,492	58	90	275	283	1,374	1,723	0.0	0.0	20	22	2	2

(扶助費)

(単位：千円、%)

年度 種類	15		16		17		18		19		20	
	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比	扶助費	構成比
生活	792,570	29.4	798,793	27.7	833,562	27.2	890,608	26.8	940,742	27.7	1,000,280	27.5
住宅	198,285	7.3	220,309	7.6	240,226	7.9	263,310	7.9	288,609	8.5	318,994	8.8
教育	6,288	0.2	7,211	0.2	7,321	0.2	8,225	0.2	7,679	0.2	7,433	0.2
介護	49,767	1.8	48,669	1.7	63,166	2.1	68,424	2.1	81,756	2.4	103,419	2.8
医療	1,579,329	58.5	1,733,239	60.0	1,837,747	60.0	1,995,564	60.1	1,969,094	58.0	2,081,639	57.3
出産	0		0		0		120		193		0	
生業	475	0.1	374	0.1	5,549	0.2	5,804	0.3	4,976	0.3	5,916	0.3
葬祭	926		1,611		462		2,979		4,806		5,434	
施設事務費	73,040	2.7	76,764	2.7	73,023	2.4	87,693	2.6	98,183	2.9	109,328	3.0
計	2,700,680	100.0	2,886,970	100.0	3,061,056	100.0	3,322,727	100.0	3,396,038	100.0	3,632,443	100.0

○ 世帯類型別被保護世帯数 (21年4月分)

区分	世帯数	比率
高齢者世帯	796	51.1
母子世帯	66	4.2
障がい者世帯	180	11.6
傷病世帯	454	29.1
その他	62	4.0
計	1,558	100.0

○ 労働力類型別の保護世帯の状況

(21年4月分)

世帯類型		現に保護を受けた世帯 (月中)						計	構成比
		高齢者	母子	障害者	傷病	その他	医療扶助 単給 (再掲)		
労働力類型	常用勤労者	16	19	9	27	21	1	92	6.5
	日雇労働者	1		1	1	1		4	
	内職者							0	
	その他	3		1	1			5	
世帯員が働いている		2	1	5	17	9		34	2.2
働いているものがない		774	46	164	408	31	53	1423	91.3
計		796	66	180	454	62	54	1,558	100.0

16. 人権・同和政策 2-9

(1) 同和行政推進機関

① 佐賀市同和対策推進委員会（20名程度）

委員長 副市長

副委員長 保健福祉部長

委員 各部長、市長事務部局の副部長、各支所長、委員長が指名する職員

幹事 職員のうちから委員長が任命

② 佐賀市部落差別撤廃・人権擁護審議会

会長 1名

副会長 1名

委員 13名

学識経験者 各種団体代表ほか

(2) 関係運動団体

部落解放同盟佐賀支部、佐賀田代支部、大和支部、久保田支部

全日本同和会佐賀支部

(3) 隣保館

① 隣保館の設置目的

地域におけるコミュニティセンターとして、地域住民に対して生活上の各種相談事業をはじめ社会福祉、保健衛生等に関する事業を行い、もって地域住民の社会的、経済的、文化的生活の向上を図ることを目的とする。

② 名称 佐賀市隣保館

着工 昭和61年10月24日

完成 昭和62年3月16日

開館 昭和62年4月1日

所在地 佐賀市多布施三丁目16番10号

構造 鉄骨2階建

建物 延床面積340平方メートル

内容 1階 事務室 調理実習室 児童研修室

2階 保健相談室 和室（教養娯楽室） 大会議室

③ 隣保館の組織及び職員構成

ア 組織

保健福祉部 ——— 人権・同和政策課 ——— 隣保館

イ 職員構成

館 長 (職員) 1名
指 導 員 (嘱託) 2名
事 務 員 (嘱託) 1名
生活相談員 (嘱託) 1名

④ 事 業

○ 各種相談事業

ア 生活相談

地域住民の生活上の悩みごとについての相談を受け、生活向上の適切な助言と指導を行い、日常生活の安定と向上を図る。

イ 健康相談

地域住民の健康の維持、増進を図るため、医師、保健師、栄養士等による、成人、妊産婦、乳幼児の健康相談、精神衛生等保健指導に努める。

ウ 福祉相談

生活困窮者、身体障がい者、老人、母子、父子家庭の生活向上と安定のため各関係課と十分に連携をとりあって指導助言を行う。

エ その他の相談

青少年健全育成、教育問題、住宅問題、人権、職業等にかかわる相談を受け、関係機関と十分に連携をとりあって指導助言を行い、地域住民の生活の向上を図る。

○ 啓発活動

ア 憲法の理念である人権尊重の立場から、人権擁護思想の普及及び高揚に努める。

イ 学習会、各種教室の開催

成人解放学習会 識字学級 書道教室 生け花教室 フォークダンス教室 茶道教室 謡曲教室

○ 広報事業

「隣保館だより」を発行し、人権・同和問題や人権標語等を掲載し、市民の人権意識の高揚及び啓発に努める。

⑤ 隣保館運営審議会

委 員 10名

各種団体代表ほか

任 務 隣保館に関する重要事項の調査審議

(4) 人権・同和教育及び啓発 2-9

① 人権・同和教育推進の体制づくり

人権啓発推進リーダーの育成を図り、職場や地域における人権教育・啓発の推進を図る。

・人権啓発推進リーダーの育成

市職員、社会同和教育指導員、社会教育関係団体役員等の計画的な研修会を実施し、人権啓発推進リーダーの育成を図る。

② 相談機関との連携、啓発活動の推進

人権・同和問題に対する正しい認識と理解をいっそう深めるため、人権問題に関する相談機関との連携を図るとともに、教育・啓発のあり方に関する調査・研究を進めながら啓発活動を展開していく。

・教育・啓発に係る調査・研究

各種研修会参加者等へのアンケート調査を行い、人権・同和問題を自分自身の問題として共感できる教育・啓発のあり方に関する調査・研究の推進を図る。

・広報誌等による啓発

市報に、人権・同和問題特集記事を年2回、身近な人権問題を題材にした人権コラムを毎月(年12回)掲載し、啓発を図る。

・人権・同和問題研修会等の開催

人権・同和教育学級、同和問題講演会等を開催し、啓発活動の推進を図る。

③ 社会人権・同和教育の推進

人権・同和問題について、広く市民の認識と理解を深めてもらうため、社会人を対象にした人権・同和教育を進めるとともに、企業等が人権・同和問題研修に積極的に取り組めるよう、適切な指導・助言を行うことによって、すべての市民の人権が尊重され、共に支えあい、共に生きる「共生社会の実現」を目指す。

・社会人権・同和教育推進体制の充実

各社会人権・同和教育推進協議会及び社会教育関係団体等の自主的な研修体制への指導・援助により、推進体制の充実を図る。

・人権・同和教育機会の拡充

地域や企業等に対する講師の紹介・派遣、研修教材の提供等を行い、自主的な研修会や社内研修に対する支援を行う。

・人権・同和教育諸機関との協力

関係団体との定期的研究会や合同研修会を実施し、人権・同和教育諸機関との協力体制を強固なものとし、社会人権・同和教育の推進及び組織体制の充実を図る。

・新たな人権課題への取組

国際化や高度情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化に伴い、今後新たに生じる人権課題についても状況に応じた取り組みを行う。

・教育集会所等の機能充実

地域住民の生活の改善・安定と、福祉の向上を図るため、相談事業の充実・強化等、必要な施策を展開するとともに、地域のコミュニティセンターとして、同和教育集会所等の機能の充実を図る。

17. 国民健康保険 2 - 4

(1) 国民健康保険事業のあゆみ

昭和20年7月	佐賀国民健康保険組合（任意設立・任意加入制）
” 24年1月	市公営（任意実施・強制加入制）
” 32年4月	市全域国保実施事業内容完全統一（5割給付）
” 36年10月	世帯主の結核・精神病の7割給付
” 38年10月	世帯主の7割給付実施
” 42年1月	世帯員の7割給付実施
” 47年4月	賦課事務を電算に委託
” 48年1月	老人医療費支給制度実施、70歳以上医療費無料化
” 49年4月	高額療養費制度を任意給付として実施（個人負担限度額 30,000円）
” 53年4月	高額療養費委任払方式の実施
” 58年2月	老人保健法施行
” 59年10月	退職者医療制度の創設
平成5年3月	改正国民健康保険法 国保財政安定化支援事業の制度化、保険基盤安定制度の国庫負担の定額化
” 6年6月	改正国民健康保険法 付添看護・介護の解消、訪問看護療養費、入院時食事療養費、出産育児一時金の創設、移送費の給付見直し、保健事業の推進、住所地主義特例の創設
” 7年4月	改正国民健康保険法 高額医療費共同事業の法定化、住所地主義の特例の拡大、国保税軽減制度の拡充、老人医療費拠出金算定の見直し
” 9年9月	国民健康保険条例準則の一部改正 外来の薬剤に係る一部負担の制度化
” 10年6月	改正国民健康保険法 老人医療費拠出金の負担及び算定の見直し、市町村国民健康保険の事務費負担金の一般財源化
” 11年7月	老人医療受給者に関する薬剤一部負担軽減特例措置
” 12年4月	介護保険制度施行 改正国民健康保険法 滞納者対策の強化（被保険者証の返還及び被保険者資格証明書の交付義務化、保険給付の支払の一時差し止めの義務化等）、住所地特例の見直し、介護納付金分保険料の賦課
” 13年6月	健康保険法等一部改正

- 高額療養費自己負担額の引き上げ、入院時食事療養費にかかる標準負担額の引き上げ、老人一部負担金の原則定率1割負担の導入、老人保健制度に高額医療支給制度の創設
- 平成14年10月 健康保険法等一部改正
- 一部負担金の見直し（3歳未満：2割、3歳以上69歳以下：3割、70歳以上：1割または2割）老人医療受給対象年齢の引き上げ（5年間で70歳から75歳に段階的に引き上げ）
- ” 15年4月 一部負担金の見直し（退職被保険者等：3割）
保険者支援制度の創設
高額医療費共同事業の拡充・制度化
保険税の所得割算定方法の見直し
- ” 16年4月 国民健康保険税の税率・税額改定
- ” 17年10月 佐賀市・諸富町・大和町・富士町・三瀬村が合併し、新佐賀市となる
市町村合併に伴う国民健康保険条例の制定
- ” 18年10月 健康保険法等一部改正
- 高額療養費自己負担額の引き上げ、人工透析を要する70歳未満上位所得者の自己負担限度額の引き上げ、一部負担金の見直し（70歳以上現役並み所得者：3割）、70歳以上の高齢者に係る入院時生活療養費の創設、保険財政共同安定化事業の創設
- ” 19年4月 出産育児一時金の支給額の引き上げ、出産育児一時金受取代理制度の導入
健康保険法等一部改正
- 70歳未満の入院に係る高額療養費の現物給付化
- ” 20年4月 健康保険法等一部改正
- 70歳～74歳の高齢者の患者負担の見直し（1割→2割）
乳幼児の患者負担軽減（2割）措置の拡大（3歳未満→義務教育就学前）
老人保健法を「高齢者の医療の確保に関する法律」に改正
保険者に対する一定の予防健診等の義務付け
後期高齢者（75歳以上）を対象とした後期高齢者医療制度の創設
前期高齢者（65歳～74歳）の医療費に係る財政調整制度の創設
- ” 21年1月 出産育児一時金の支給額の引き上げ、産科医療補償制度の創設
75歳到達月の一部負担金の自己負担額を1/2とする措置
- ” 21年2月 国民健康保険法の一部改正
- 資格証明書交付世帯に属する中学生以下の被保険者への短期被保険者証の交付

(2) 加入状況（一般・退職・老人）

（単位：世帯、人、％）

年 度	世 帯			人 口			家 族 構 成	
	全市[A]	国保[B]	加 入 率	全市[C]	国保[D]	加 入 率	全 市 [C/A]	国 保 [D/B]
20	[90,851] 91,163	[32,728] 33,105	[36.02] 36.31	[236,057] 237,340	[61,055] 61,866	[25.86] 26.07	[2.60] 2.60	[1.87] 1.87

（注）年度年間平均（4月～3月）の数 []内の数値は3月31日現在の数

(3) 保険給付の状況

○ 療養諸費の状況（一般+退職）

（単位：件、円）

年度	種 別	件 数	費 用 額	1 件あたり費用額	1 人あたり費用額
20	療養の給付	1,008,646	20,173,317,872	20,000	325,486
	療 養 費	20,404	197,218,834	9,666	3,182
	計	1,029,050	20,370,536,706	19,795	328,668

（注）療養の給付については、3月診療分～2月診療分（一般・退職）

（注）20年度事業年報による

○ 療養の給付 [診療費]（一般+退職）

年度	件 数 (件)	日 数 (日)	費 用 額 (円)	受診率 (%)	1 件あたり日数 (日)	1 件あたり費用額 (円)	1 人あたり費用額 (円)
20	629,341	1,711,264	15,835,996,317	1015.41	2.72	25,163	255,506

（注）昭和58年2月1日より老人保健法施行。

（注）昭和59年10月1日より退職者医療制度の創設。

（注）3月診療分～2月診療分（一般・退職）19年度事業年報による

○ 高額療養費・高額医療費

（単位：件、円）

年度	区 分	一 般	退 職 者	計
20	件 数	25,525	2,475	28,000
	高 額 療 養	1,566,846,010	131,200,518	1,698,046,528

（注）20年度事業年報による

○ 鍼灸療養費

鍼灸施設利用状況

佐賀市 助成単価：1,000円（被保険者一人につき1日1回、1年度間48回まで）

利用証 交付人員 (A)	施術回数 (B)	市負担金交付額 (決算額) (C)	利用証交付率 (A)／平均 被保険者数	利用者平均 利用回数 (B)／(A)
1,910人	16,557回	16,557,000円	3.09%	8.67回

※平成20年4月1日から平成21年3月31日までの実績

(4) 保険財政 (20年度)

○ 歳 入

科 目	予算総額 (円)	調 定 額 (円)	収入済額 (円)	不納欠損額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)	
						対予算	対調定
国民健康 保 險 税	5,727,113,000	7,479,201,466	5,724,753,270	115,494,946	1,638,953,250	99.96	76.54
一部負担金	4,000	0	0	0	0	0	0
使用料及び 手 数 料	5,808,000	4,595,060	4,595,060	0	0	79.12	100.00
国庫支出金	6,167,102,000	6,440,237,376	6,440,237,376	0	0	104.43	100.00
療養給付費 交 付 金	1,496,289,000	1,311,684,000	1,311,684,000	0	0	87.66	100.00
前期高齢者 交 付 金	5,727,666,000	5,727,665,624	5,727,665,624	0	0	100.00	100.00
県 支 出 金	940,589,000	1,096,029,715	1,096,029,715	0	0	116.53	100.00
共 同 事 業 交 付 金	3,302,438,000	3,074,867,950	3,074,867,950	0	0	93.11	100.00
財 産 収 入	2,538,000	2,227,053	2,227,053	0	0	87.75	100.00
繰 入 金	1,911,947,000	1,883,303,234	1,883,303,234	0	0	98.50	100.00
繰 越 金	141,239,000	141,239,067	141,239,067	0	0	100.00	100.00
諸 収 入	64,404,000	73,583,143	69,436,139	41,738	4,105,266	107.81	94.36
計	25,487,137,000	27,234,633,688	25,476,038,488	115,536,684	1,643,058,516	99.96	93.54

(注) 収入済額には、還付未済額3,408,155円を含む。

○ 歳 出

科 目	予算総額 (円)	支出済額 (円)	不 用 額 (円)	執行率 (%)
総 務 費	601,204,100	577,737,180	19,186,920	96.10
保 險 給 付 費	17,449,491,000	16,791,798,162	657,692,838	96.23
後期高齢者支援金	2,492,609,000	2,492,608,270	730	100.00
前期高齢者納付金	3,357,000	3,356,306	694	99.98
老人保健拠出金	531,755,000	531,754,033	967	100.00
介 護 納 付 金	993,675,000	993,674,428	572	100.00
共同事業拠出金	3,122,438,000	3,120,997,008	1,440,992	99.95
保 健 事 業 費	109,954,000	98,280,201	11,673,799	89.38
基金積立金	2,536,000	2,227,053	308,947	87.82
公 債 費	5,167,000	4,235,678	931,322	81.98
諸 支 出 金	114,787,961	111,344,309	3,443,652	97.00
予 備 費	60,162,939	0	60,162,939	0
計	25,487,137,000	24,728,012,628	754,844,372	97.02

(5) 年度別国民健康保険特別会計決算

(単位：千円)

区分	年度	平成20年度
歳入総額 A		25,476,038
歳出総額 B		24,728,013
歳入歳出差引額 C(A-B)		748,025
基金繰入金 D		320,000
繰越金 E		141,239
国庫負担金等精算額 F		66,362
単年度経常収支 G(C-D-E+F)		353,148

(6) 保険税

賦課の概要（平成21年4月1日現在）

- 賦課期日 4月1日
- 賦課方法 3方式
- 保険税額の計算 所得割額+均等割額+平等割額=保険税額

※平成20年度より、医療分と区別して後期高齢者支援金分保険税を賦課

- 賦課限度額 医療分47万円、後期高齢者支援分12万円、介護分9万円

区分		年度	平成20年度	平成21年度
医療分	所得割額(%)		8.3	8.3
	被保険者均等割額(円)		17,100	17,100
	世帯別平等割額(円)		32,900	32,900
後期高齢者支援分	所得割額(%)		2.1	2.1
	被保険者均等割額(円)		6,900	6,900
	世帯別平等割額(円)		5,600	5,600
介護分	所得割額(%)		2.1	2.1
	被保険者均等割額(円)		8,000	8,000
	世帯別平等割額(円)		4,600	4,600

○地方税法第703条の5の規定による国民健康保険税の減額内容

- ・ 前年中の総所得金額が33万円を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 7割相当額 をそれぞれ減額する。
- ・ 前年中の総所得金額が33万円に被保険者（当該納税義務者を除く）1人につき24万5千円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 5割相当額 をそれぞれ減額する。
- ・ 前年中の総所得金額が33万円に被保険者1人につき35万円を加算した金額を超えない場合は、被保険者均等割額並びに世帯別平等割額の 2割相当額 をそれぞれ減額する。

(7) 徴収状況

(現年課税分)

年度	区 分	調 定 額 (円)		収 納 額 (円)		収納率 (%)
			うち居所不明者分		うち還付未済額	
20	一 般	5,454,967,780	2,100,369	5,145,252,536	2,902,627	94.31
	退 職	308,053,720	26,131	305,022,777	473	99.02
	計	5,763,021,500	2,126,500	5,450,275,313	2,903,100	94.56

(注) 収納率の算定にあたっては、居所不明者分調定額及び還付未済額を控除している。

(8) 保険給付の内容 (21年度)

- ① 療養の給付……………保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは国保がまとめて医療機関に支払う。

自己負担割合	}	義務教育就学前	2割
		義務教育就学後70歳未満	3割
		70歳以上75歳未満	2割 (平成22年3月31までは1割)

(※現役並み所得者は、3割)
- ② 療養費……………次のような場合には、医療費の一部が現金で払い戻される。
輸血時の生血代、急病でやむなく非保険医にかかった場合、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等
- ③ 入院時食事療養費…入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分(標準負担額)を除いた額は、国保がまとめて医療機関に支払う。
- ④ 高額療養費……………医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になったとき限度額を超えた分が後で国保から支給される。
- ⑤ 高額介護合算療養費…医療機関に支払う医療費の自己負担額と介護サービスを受けたときに支払う利用者負担額を世帯単位で合算して限度額を超えた分が後から支給される。
- ⑥ 移送費……………疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときに係る費用
- ⑦ 出産育児一時金…被保険者が出産したとき、35万円支給される。ただし産科医療補償制度に加入している医療機関で出産したときは3万円を加算。妊娠85日以上であれば、死産、流産も対象になる。
- ⑧ 葬祭費……………被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。
- ⑨ 退職者医療……………国保に加入している65歳未満の人で、長年会社等に勤めていて年金の受給資格がある人(退職被保険者本人)とその被扶養者が対象で、自己負担割合は退職被保険者本人、被扶養者ともに3割(義務教育就学前の人は2割)

(9) 三瀬診療所 2-5

1 沿革

- ・昭和26年4月 三瀬村国保組合診療所として組織発足
三瀬村大字三瀬2677番地に診療所建設着工
- ・昭和26年12月20日 診療所（木造瓦葺平屋建100.75坪）医師住宅（木造瓦葺平屋建23.25坪）
完成 三瀬村国保直営診療所に改称し診療開始
- ・昭和35年7月1日 三瀬村国民健康保険診療所に改称
- ・昭和47年9月19日 診療所老朽化により、三瀬村大字三瀬2615番地に新築工事着工
- ・昭和48年5月1日 新診療所で診療開始（診療所 鉄筋コンクリート2階建400.298㎡ 医師住宅 木造瓦葺平屋建85.598㎡）
- ・昭和54年4月1日 歯科診療開始
- ・平成14年4月18日 三瀬村大字藤原3882番地6にスマイルセンター（診療所・保健センター）
完成5月1日から診療開始
診療所分 木造瓦葺平屋建 555.95㎡
医師住宅 " 115.93㎡
- ・平成17年10月1日 市町村合併により、佐賀市立国民健康保険三瀬診療所として診療開始

2 事業概要（平成20年10月末現在）

- (1) 診療所開設年月日
平成17年10月1日（当初 昭和26年12月20日）
- (2) 医療圏名
佐賀中部保健医療圏
- (3) 医療圏人口
355,887人（H20. 10. 1現在）
- (4) 診療圏面積
三瀬村70.70km²
- (5) 診療圏人口（H20. 10月末現在）
1,511人
- (6) 診療科目（4科）
内科、外科、小児科、歯科
- (7) 診療時間
平日 9:00～18:00
土曜日 9:00～12:15
（休診：日祝曜日、内科 毎週木曜及び土曜日、歯科 第2、4金曜日）

(8) 病床数

一般病床6床

(9) 医療機器の整備状況

X線撮影装置、血液光化学自動分析装置、超音波診断装置、自動血球計算機、心電計

(10) 診療所の性格

国民健康保険直診施設、へき地診療施設

3 年度別受診者延数 (単位：人)

区 分	20 年 度
内 科	5,958
歯 科	2,930
合 計	8,888

4 年度別診療収入状況 (単位：円)

区 分	20 年 度
内 科	28,412,717
歯 科	18,214,435
合 計	46,627,152

18. 国民年金 2-2

(1) 国民年金制度のあらまし

国民年金は昭和61年4月1日から国民全員の「基礎年金」に衣替えされ、従来、別々の制度に加入されていたサラリーマンと自営業者などを一本化して、国民年金制度に組み入れ、加入者が老齢、障がい、死亡といった場合に基礎年金という共通した年金支給制度とした。

① 加入種別

国民年金にはすべての人が加入することになり、加入者の種別は、次の第1号被保険者から第3号被保険者までの3グループに分けられる。この三者には給付面のほか、保険料納付方式で違いがある。

種別	第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
種別	日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の自営業者や農林漁業従事の方とその配偶者、学生など（60歳以上及び外国に居住している65歳未満の人で任意加入者を含む）	厚生年金や共済組合に加入している人	厚生年金や共済組合に加入している人に扶養されている妻（夫）で、20歳以上60歳未満の人
納付方法	納付書払い・口座振替	給料から控除	配偶者が加入している制度から拠出される（自ら納める必要はありません）

② 国民年金の適用の推移

平成3年4月1日から、20歳以上60歳未満の日本国内に住所がある人のうち、国民年金の適用除外となっている人は、被用者年金の老齢（退職）年金の受給権者のみとなっているが、国民年金が発足した昭和36年4月1日から国民年金の適用の範囲は、下表のように推移している。

	昭和36.4	昭和37.12	昭和55.4	昭和57.1	昭和61.4	平成3.4
1	(1)被用者年金制度の加入者	適用	除外	強制適用		
	(2)その配偶者	任意	適用	強制適用		
2	(1)国会議員	適用除外	任意	適用	強制適用	
	(2)その配偶者	任意	適用	強制適用		
3	(1)地方議会議員	強制適用	任意	適用	強制適用	
	(2)その配偶者	強制適用	任意	適用	強制適用	
4	(1)被用者年金制度の老齢給付受給権者	任意	適用	強制適用		
	(2)その配偶者	任意	適用	強制適用		
5	(1)被用者年金制度の老齢給付受給資格期間満了者	任意	適用	強制適用		
	(2)その配偶者	任意	適用	強制適用		
6	(1)被用者年金制度の障害給付受給権者	任意	適用	強制適用		
	(2)その配偶者	任意	適用	強制適用		
7	被用者年金制度の遺族給付受給権者	任意	適用	強制適用		
8	学生	任意	適用	強制適用		
9	在日外国人	適用除外	強制	適用		
10	国内在住の60歳以上65歳未満の者	適用	除外	任意	適用	
11	海外在住の20歳以上65歳未満の邦人	適用	除外	任意	適用	

(2) 被保険者数・適用状況

(単位：人)

区分 年度	第1号被保険者・任意加入被保険者数			被第 保 險 者 数 (D)号	(C) 保 險 者 数 (D) 総 数	第1号被保険者資格取得者の内訳					
	被第 保 險 者 数 (A)号	被任 保 險 者 数 (B)号	A+B計 (C)			学 生	適 用 も れ 者	20 歳 到 達 者	公 的 移 行 金	そ の 他	計
20	36,369	469	36,838	17,790	54,628	780	997	1,324	5,170	1,409	9,680

(3) 保険料収納状況

(単位：人)

年 度	対象月数	納付月数	納付率 (%)	佐賀県 (%)
20	293,211	191,093	65.2	66.9

(4) 保険料免除状況

(単位：人)

区分 年度	第1号 被 保 險 者 数 (A)	免 除 被 保 險 者 数							免 除 率 (B) (A) (%)	佐賀県 (%)	
		法 定 免 除	申 請 免 除					学 生 納 付 特 例			計 (B)
			全 額 免 除	3/4 免 除	半 額 免 除	1/4 免 除	納 付 猶 予				
20	36,369	2,568	4,994	737	444	224	1,012	4,027	14,006	38.5	36.7

(5) 被保険者異動状況

(単位：人)

区分 年度	被 保 險 者 増 加					計 (A)
	取 得 1 号 ・ 任 意	3 号 取 得	転 入 1 号 ・ 任 意	3 号 転 入	取 下	
20	9,830	2,612	1,549	885	196	15,072

区分 年度	被 保 險 者 減 少					計 (B)	増 減 (A-B)	被 保 險 者 数 年 度 末
	喪 失 1 号 ・ 任 意	3 号 喪 失	転 出 1 号 ・ 任 意	3 号 転 出	取 下			
20	10,810	2,962	1,703	965	148	16,588	△1,516	54,628

(6) 基礎年金受給者数及び年金額

(年金額単位：千円)

区分 年度	老齡基礎年金		障害基礎年金		遺族基礎年金		合 計	
	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額	件 数	年 金 額
20	48,668	31,486,223	4,474	3,976,769	710	542,100	53,852	36,005,092

(7) 福祉年金支給状況

(年金額単位：千円)

年 度	受給者数 (人)	総年金額
20	32	12,985,600

(8) 年金の種類と金額

	年金の受けられる資格と条件	年金額	所得制限
老齢基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 原則として65歳から。 保険料を納めた期間、保険料の免除を受けた期間及び合算対象期間を合せて25年以上あること。 	<ul style="list-style-type: none"> 満額で年792,100円。 加入可能期間（昭和16年4月2日以降生まれの人は40年）中に保険料未納期間や免除期間があれば、その分は減額となる。 	なし
	<p>(主な計算例)</p> $792,100円 \times \frac{\text{保険料納付月数} + \frac{\text{保険料免除月数}}{3} + \frac{\text{保険料半額納付月数}}{3} + \frac{\text{保険料1/4納付月数}}{2} + \frac{\text{保険料3/4納付月数}}{6}}{\text{加入可能年数} \times 12} = \text{老齢基礎年金額}$		
障害基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 対象者は、20歳以上で国民年金法の障害等級表の1・2級に該当するもの。なお、20歳前からの障害者には、本人について所得制限が設けられている。 初診日前に保険料納付済期間（免除期間を含む）が初診日の前々月までの加入期間の2/3以上であること。なお、平成28年3月31日までは、初診日の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 	<ul style="list-style-type: none"> 1級障害基礎年金＝990,100円 2級障害基礎年金＝792,100円 18歳未満の子の加算 <ul style="list-style-type: none"> 1人＝227,900円 2人＝455,800円 3人以上＝455,800円＋1人増すごとに75,900円 	なし 〔無拋出障害基礎年金（障害福祉年金からの裁定替及び20歳前障害）は所得制限あり〕
特別障害給付金	<ul style="list-style-type: none"> 下記の人で、任意加入していなかった期間に初診日があり現在の障害基礎年金1・2級に該当する程度の障害の状態にあるものとして認定された人に支給。 ①昭和61年3月以前の国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金・共済組合等の加入者）の配偶者 ②平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生 	<ul style="list-style-type: none"> 障害基礎年金1級に該当する人 ＝月額50,000円 障害基礎年金2級に該当する人 ＝月額40,000円 	あり
遺族基礎年金	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかに該当する国民年金の被保険者または被保険者であった人が死亡したときに、その人によって生計を維持されていた子（18歳未満または1・2級の障害がある20歳未満）のある妻か子。 ①保険料の納付期間（免除期間を含む）が、死亡日の属する月の前々月までの加入期間の2/3以上あること。なお、平成28年3月31日までは死亡日の属する月の前々月までの1年間に保険料未納期間がなければ良い。 ②老齢基礎年金の受給資格を満たしていること。（生計維持の認定基準は、死亡時に妻の年収が850万円以下） 	<ul style="list-style-type: none"> 妻の年金額＝792,100円 子の加算 <ul style="list-style-type: none"> 1人＝227,900円 2人＝455,800円 3人以上＝455,800円＋1人増すごとに75,900円。 子が受ける年金額も妻の場合と同様。 	あり
寡婦年金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者としての保険料納付期間と保険料免除期間を合算した期間だけで老齢基礎年金の受給資格期間を満たした夫が、何の年金も受けずに死亡したときに、10年以上婚姻期間がある妻が60歳から65歳まで受けられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 夫が受けることができた老齢基礎年金の3/4。 	あり
死亡一時金	<ul style="list-style-type: none"> 第1号被保険者として保険料を3年以上納めた人が、何の年金も受けずに死亡したとき、その遺族が遺族基礎年金及び寡婦年金を受けられない場合、死亡した人の保険料納付期間に応じて支給。 	<ul style="list-style-type: none"> 保険料納付済期間が36月以上180月未満＝120,000円等、納付済期間によって金額が決定される。 	なし
年 老 齢 福 祉 金	<ul style="list-style-type: none"> 昭和36年4月1日の国民年金発足当時すでに高齢に達していた人で、老齢年金の支給要件に該当しない場合に、明治44年4月1日以前に生まれた人に70歳から支給される。 	<ul style="list-style-type: none"> 年金額 405,800円 (月額) 33,817円 	受給権者、配偶者、扶養義務者の所得制限がある。
年 未 支 給 金	<ul style="list-style-type: none"> 受給者が死亡し、未支給分がある場合、生計を同じくしていた遺族に支給。 		なし

19. 長寿(後期高齢者)医療制度 2-2

(1) 長寿(後期高齢者)医療制度の創設の経緯と趣旨

わが国は、すべての国民が健康保険組合や国民健康保険などの公的な医療保険制度に加入し、保険証1枚で誰もが安心して医療を受けることができる「国民皆保険制度」の下で世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を実現してきた。

しかしながら、急速な高齢化の進展と高齢者医療費の増加、経済の低成長への移行は、近年、医療保険制度の持続可能性に影響を与えるまでになり、抜本的な見直しが迫られるようになった。

このような状況に対応するため、平成18年6月、健康保険法等の一部を改正する法律により、老人保健法が改正され、平成20年4月から新たに長寿(後期高齢者)医療制度が創設された。

それまでの老人保健制度は、国の法定受託事務として市区町村ごとに実施し、75歳以上の高齢者は、国民健康保険や被用者保険に加入したうえで老人保健法に基づく医療給付を受けていた。その財源は、公費負担を除く部分については、拠出金というかたちで高齢者及び若年者の保険料が充てられていたため、高齢者自身が医療費をどの程度負担しているのか不鮮明な部分があり、また、医療の給付主体は市区町村であるのに対し、実際の費用負担を行うのは保険者と分かれていたため、財政運営の責任が不明確との問題が指摘されていた。

長寿(後期高齢者)医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とした独立した医療制度として創設され、費用負担については患者負担分を除き現役世代からの支援金が4割、公費5割のほか、高齢者からの保険料が1割と現役世代と高齢者の負担割合が明確となった。

さらに、高齢者の心身の特性や生活実態を踏まえて、入院の前後の継続的な診療、在宅医療を担う関係者間の情報共有、慢性疾患等に対する継続的な管理などを重視した診療報酬体系が構築され、制度運営については後期高齢者医療広域連合という新たな運営主体が創設された。

(2) 運営主体

- 後期高齢者医療広域連合
(保険料徴収・窓口業務は市区町村が行う。)

(3) 被保険者

- 75歳以上の人
- 65歳以上で一定の障がいのある人(ただし、申請し広域連合の認定を受けた人。)

平成21年3月末現在

単位：人

	65歳～ 69歳	70歳～ 74歳	75歳～ 79歳	80歳～ 84歳	85歳～ 89歳	90歳～ 94歳	95歳～ 99歳	100歳～	計
佐賀市	462	516	11,221	8,325	4,619	1,920	640	122	27,825
佐賀県	1,439	2,009	43,151	33,487	19,080	8,004	2,512	432	110,114

(4) 保険給付の内容 (20年度)

- ① 療養の給付……………保険証を使って医療機関にかかることを療養の給付という。被保険者が医療機関の窓口で自己負担額を支払い、残りは広域連合がまとめて医療機関に支払う。
 ・自己負担割合 外来・入院とも医療費の1割（ただし、現役並み所得者は3割）
- ② 療養費……………やむを得ない事情で、保険医療機関等で療養の給付等を受けることができず、例外的に被保険者が医療費の全額をいったん保険医療機関等の窓口で支払ったとき、その支払った分から一部負担金等相当額を除いた一定額について現金で払い戻される。例として輸血時の生血代、急病でやむなく非保険医にかかったとき、医師が認めたコルセット等の治療用装具代並びに、はり・きゅう・マッサージの施術料、柔道整復師の施術料等の場合に支給される。
- ③ 入院時食事療養費…保険医療機関等に入院したとき、入院時の食事代のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。
- ④ 入院時生活療養費…保険医療機関等に長期入院したとき、入院時の生活療養に要した費用のうち被保険者の自己負担分（標準負担額）を除いた額を、広域連合がまとめて医療機関に支払う。
- ⑤ 高額療養費……………医療機関に支払う医療費の自己負担額が高額になり限度額を超えた場合、超えた分が広域連合から支給される。
- ⑥ 高額介護合算療養費…被保険者の属する世帯が、長寿（後期高齢者）医療制度と介護保険制度のどちらの制度でも一部負担金等を支払っていて、その1年間の合計額が一定の限度額を超えた場合に、広域連合及び介護保険者から支給される。
- ⑦ 移送費……………移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難な人が療養の給付を受けるため緊急その他やむを得ず医療機関に移送されたときは、広域連合から移送費が支給される。
- ⑧ 葬祭費……………被保険者が死亡したとき、喪主に3万円支給される。

(5) はり・きゅう施設利用助成

佐賀市の事業として、市内に居住する後期高齢者医療の被保険者の方に、はり・きゅう施設の利用に際して助成を行う「はり・きゅう施設利用証」を交付している。

佐賀市指定の施術院で、施術の際に後期高齢者医療被保険者証と利用証を提示することで、1回の施術につき1,000円の助成を年間36回まで受けることができる。

はり・きゅう施設利用状況

利用証交付人員 (A)	施 術 回 数 (B)	市負担金交付額 (決算額)	利用証交付率 (A)/被保険者数	1人当たり利用回数 (B)／(A)
1,713人	14,013回	14,013,000円	6.16%	8.18回

※平成20年4月1日から平成21年3月31日までの実績

(6) 健康診査

広域連合では、糖尿病・高血圧症・脂質異常症（高脂血症）などの生活習慣病を早期に発見するために、1年に1回自己負担なしで受診できる健康診査を実施している。

平成20年度健康診査受診者数

	受診者数(人)	被保険者数(人)	受診率
佐賀市	1,199	27,825	4.3%
県全体	8,554	110,114	7.8%

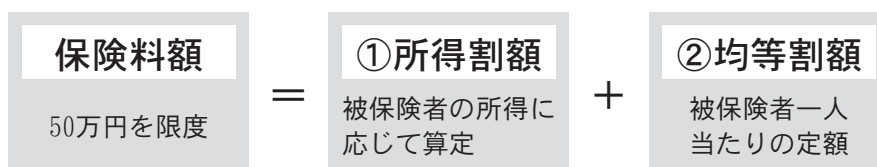
平成21年7月15日現在

(7) 保険料

① 賦課期日 毎年4月1日

② 保険料額の計算

保険料は被保険者本人の所得に応じて負担する「所得割額」と被保険者全員が定額で負担する「均等割額」を合計して個人単位で算定する。



所得割額＝賦課のもととなる所得金額(※)×所得割率 (8.8/100) } 確定保険料
 均等割額＝ 47,400円 } (50万円を限度)

※ 賦課のもととなる所得金額＝前年中の所得－33万円

③ 保険料の軽減内容（平成21年6月1日現在）

○ 均等割額の軽減

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合計額が一定金額を超えない場合は、均等割額が次の基準で軽減される。

- ・ 2割軽減…前年中の減額対象所得が世帯の被保険者全員の数×35万円+33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 5割軽減…前年中の減額対象所得が世帯主を除いた被保険者の数×24.5万円+33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 8.5割軽減…前年中の減額対象所得が、33万円を超えない世帯の被保険者
- ・ 9割軽減…8.5割軽減世帯のうち、長寿（後期高齢者）医療の被保険者の全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得はない）の世帯の被保険者

○ 所得割額の軽減

「賦課のもととなる所得金額」が58万円以下の方は所得割額が5割軽減される。

○ 被用者保険の被扶養者だった人

長寿（後期高齢者）医療制度加入の前日まで被用者保険（全国健康保険協会管掌健康保険、健康保険組合、共済組合など。国民健康保険は含まれません。）の被扶養者だった人は、加入

後2年間に限り「均等割額」を5割軽減し、所得割額は賦課されない。(この制度が、所得による軽減の9割・8.5割・5割と重なる場合には、所得による軽減制度が適用される。)

ただし、平成20年度については、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず、平成20年10月から平成21年3月までの半年間は均等割額が9割軽減となる。また、平成21年度は、均等割額が9割軽減となる。

④ 保険料の納め方

年金支給額が年額18万円以上の方で、介護保険料とあわせて保険料額が対象となる年金の支給額の2分の1を超えない方は原則として年金からの差し引き(特別徴収)となる。それ以外の場合には個別に金融機関等の窓口や口座振替(普通徴収)で納める。

(8) 保険料収納状況

平成20年度保険料収納状況

	種別	特別徴収 (円)	普通徴収 (円)	合計 (円)	特・普合計収納率
					普徴収納率
佐賀市	調定	1,139,635,200	727,155,600	1,866,790,800	98.93%
	収納	1,139,635,200	707,335,400	1,846,970,600	97.27%
県全体	調定	3,949,518,750	2,037,091,450	5,986,610,200	99.06%
	収納	3,949,518,750	1,981,121,938	5,930,640,688	97.25%

(9) 老人保健医療

後期高齢者医療制度の施行に伴い、老人保健医療制度は廃止されることとなったが、後期高齢者医療制度の施行後3年間は老人保健医療特別会計を設けるものとされており、平成20年3月までの診療等に係る月遅れ請求分や過誤調整分の医療給付を行なっている。